

「新生児聴覚検査費用」の助成します！

生後間もない赤ちゃんに実施する難聴の疑いがないかを調べるための聴覚検査に対する費用の助成です。

聴覚障害は、早期に発見し、できるだけ早いタイミングで適切な療育につなげることで、こどものことばの発達やコミュニケーション力の育成に大きな効果を期待することができます。

ぜひ、新生児聴覚検査を受けましょう。



費用助成対象（すべてに当てはまる方が対象です）

- ①令和2年4月1日以降に出生した児であること
- ②生後1か月以内に受けた聴覚検査であること
- ③聴覚検査受検日時時点で箱根町に住民票がある児であること
- ④次のうち、いずれかの検査方法により実施したものであること
 - ・AABR（自動聴性脳幹反応検査）
 - ・ABR（聴性脳幹反応検査）
 - ・OAE（耳音放射検査）

回数

対象児が受ける初回検査1回まで。

※保険診療により聴覚検査を実施した場合は対象外となります。

助成額

10,000円が上限

助成の受け方

医療機関で、検査を受け（おおむね生後3日以内に検査を受けることが多いです）、一度全額自己負担していただき、後日箱根町に助成金の申請をしてください。

申請に必要な物

- 新生児聴覚検査費用助成金交付申請書
- 自己負担した領収書（原本）
- 検査結果のわかるもの（母子手帳等）
- 申請者の銀行口座番号がわかるもの
- 印鑑

申請期限

受診後6か月以内

提出先

子育て支援課、各出張所

問い合わせ先

箱根町子育て支援課こども家庭係

電話 0460-85-9595（直通）

